

第8章 水防管理団体の水防計画

第1節 水防計画の樹立

指定水防管理団体の管理者は、水防計画（具体的実施計画）を作成要領（附表－22）に基づいて作成し、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更し、その計画書を遅滞なく富山県知事に届け出なければならない。

なお、水防計画を定め、又は変更したときは、消防機関の長、関係警察署長、その他に通知し、その主旨の徹底を期すとともに、その要旨の公表に努める。（法第33条）

その他の水防管理団体の管理者は、努めて指定水防管理団体に準じて水防計画を作成し、必要があると認めるときは水防計画を変更し、その計画書を所管の土木センター（事務所）所長に提出するものとする。

第2節 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、水防協議会を設置することができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。（法第34条第1項）

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合の議決で定めるものとする。

第9章 水 防 訓 練

第1節 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。（法第32条の2）

水防管理団体の水防訓練は、次の要領に基づいて十分訓練を行うよう水防計画に定めるものとし、実施にあたっては、可能な限り地元住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

（実施要領）

(1) 実施事項

- ① 観測（水位、潮位、雨量、風速、波高等）
- ② 通報（電話、無線、伝達等）
- ③ 動員（水防団、消防団、水防協力団体、応援等）
- ④ 輸送（資材器具、人員等）
- ⑤ 工法（水防工法）
- ⑥ 排水門・取水門、角落し等の開閉操作
- ⑦ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

(2) 実施時期

- ① 指定水防管理団体の水防訓練は、最も効果のある時期を選び行うものとする。
- ② その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準ずるものとする。